



平成 27 年 12 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社レッド・プラネット・ジャパン
代表者名 代表取締役社長 ティモシー・ハンシング
(JASDAQ コード : 3350)
問合せ先 財務経理執行役員 王生 貴久
電 話 (050-5835-0966)

当社持分法適用関連会社の株式会社フード・プラネットの第三者委員会設置に関する件に伴う当社平成 27 年 9 月期決算情報等の開示遅延に関するお知らせ

当社は、当社持分法適用関連会社であります株式会社フード・プラネット（以下、「フード・プラネット社」といいます。）による平成 27 年 12 月 3 日付開示の「当社及び当社連結子会社における会計処理の妥当性に関する調査のための第三者委員会設置に関するお知らせ」で開示いたしました件に伴い、フード・プラネット社が設置する第三者委員会の調査結果によっては、当社が所有するフード・プラネット社の株式について連結決算上、この株式について持分法を適用した場合の評価額について見直しを行う可能性があり、当社第 17 期（平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日）の有価証券報告書について、法定期限である平成 28 年 1 月 4 日までに提出できない見込みであることから、当社は、平成 27 年 9 月期有価証券報告書の提出期限の延長申請を行う見込みであります。また、同様の理由により平成 27 年 9 月期の決算短信についても開示が遅れることとなります。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第 17 期（平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日）有価証券報告書
2. 延長前の有価証券報告書の提出期限
平成 28 年 1 月 4 日
3. 有価証券報告書の提出期限の延長申請が承認された場合の提出期限
確定次第速やかにお知らせいたします。

4. 決算情報等の開示が遅延する理由

当社は、当社の持分法適用関連会社でありますフード・プラネット社による平成 27 年 12 月 3 日付開示の「当社及び当社連結子会社における会計処理の妥当性に関する調査のための第三者委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、同社によって設置される第三者委員会の調査結果の報告書受領日が平成 28 年 1 月下旬が目処となっており、その調査結果によっては、当社が保有するフード・プラネット社の株式について持分法を適用した場合の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

そのため、第 17 期（平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日）有価証券報告書の提出及び平成 27 年 9 月期 決算短信の開示が出来ない状態です。

5. 今後の見通し

第 17 期（平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日）有価証券報告書の提出につきましては、提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせ致します。

また平成 27 年 9 月期決算短信につきましても、平成 27 年 11 月 19 日付で開示した「平成 27 年 9 月期決算短信」の開示遅延に関するお知らせ」にて記載した開示遅延理由である減損会計に関する方針等については作業が終了したものの、上記理由により決算の確定が再度遅れることとなりました。よって決算が確定次第、速やかに開示する予定です。

尚、第 17 期定時株主総会につきましては、法定の期限内に開催の予定ですが、上述の理由により招集通知に添付すべき、事業報告、連結計算書類またそれに係る会計監査人の監査報告書等の提供が困難な状況となっております。その為、それらの事項については第 17 期定時株主総会の継続会を開催し、当該継続会にてそれらの事項をご報告する予定です。継続会の日程等が決まりましたら、速やかに開示を致します。

株主の皆様・投資家をはじめ取引先及び市場関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

以上